

平成 27 年度第 4 次第 4 回葛飾区消費生活対策審議会・第 4 回葛飾区消費者
教育地域連絡会議議事録（概要）

日 時：平成 28 年 3 月 24 日（木）午後 2 時から午後 3 時 5 2 分まで

場 所：洋室 A（ウイメンズパル 3 階）

出席者：（審議会）伊藤委員、黒崎委員、佐々木委員、島田委員、谷本委員、
矢頭委員、谷茂岡委員（五十音順）

（連絡会議）染谷委員、藤田委員（五十音順）

→みなさん、こんにちは。

定刻になりました。開会に先立ちまして、まず、事務局より 2 点お話しをさせていただきます。1 点目ですが、本日の会議においては葛飾区消費者教育体系化の取りまとめを予定しているため、合同会議にさせていただきます。2 点目ですが、初めての合同会議ということで、各委員さんのご紹介をさせていただきます。

（名簿は配布資料のとおり）

委員さんの紹介は以上のとおりです。

それでは島田会長よろしく申し上げます。

→おはようございます。

ただ今から、第 4 次第 4 回葛飾区消費生活対策審議会及び第 4 回葛飾区消費者教育地域連絡会議の合同会議を開会します。

本日は田中委員が欠席ですが、会議の定足数を満たしていますので、会議は有効に成立しております。

なお、本日は審議事項に入る前に傍聴希望の方が 1 名いらっしゃいますので、その可否について確認します。葛飾区消費生活条例第 27 条第 7 項において「審議会は公開とする。ただし、特別の理由があるときは、この限りではない」と定められています。

本日は、「特別の理由」はございませんので、公開とさせていただきますが、よろしいでしょうか。

→はい異議なし。

→審議に入る前に、まず配布資料の確認について、事務局より申し上げます。

(配布資料確認)

→本日の審議事項は、2年以上かけて検討してまいりました葛飾区消費者教育の体系化の取りまとめでございます。

前回の審議会以降、私と事務局との間で4回ほど打合せを行い、タイトルを変更するとともに、内容の追加も行わせていただきました。この経過の説明については、本来でしたら、事務局から行ったほうがいいかも知れませんが、本件に最初からかかわっているのは私ということで、私から説明いたします。配布資料の目次をご覧ください。

1から3までにつきましては、文言の修正等を行っています。従来と同様の項目です。今回、4の「葛飾区における消費者教育推進の仕組みづくり」を加えるとともに、形式を整えるために、「はじめに」及び「おわりに」を入れました。

今回の文書の位置付けとしましては、区長からの諮問はありませんでしたが、内容的には平成22年に行った当審議会の答申の延長にあるものとし、区からの要請もあったことから、消費生活条例に基づく意見具申という形をとりました。

(区長あて配布資料の全文読上げ)

意見具申のタイトルにつきましては、議論の中心が消費者教育の体系化ということもあり、全面に出してきましたが、消費者教育推進法が幼児から高齢者までの全世代に対する切れ目のない消費者教育の推進を定めていることから、この趣旨を踏まえて変更いたしました。

内容ですが、「はじめに」には、平成20年に葛飾区消費生活条例が施行され、これに基づき当審議会が設置されたこと、葛飾区の消費者行政のあり方に関して区長からの諮問があり、区が取り組むべき施策として3つの項目を立てた答申を平成22年に行ったこと、葛飾区は、消費者教育推進法の制定前から、国に先行して消費者教育の推進に取り組んできたが、体系化を求める消費者教育推進法が制定されたことにより新たに整理を行ったことを述べています。

P3からP4の1の「消費者基本法の理念と消費者教育の重要性」については、前回と比べて簡略化しました。P4からP9までの2の「葛飾区における消費者教育の推進のあり方」及び3の「葛飾区における消費者教育の体系化」については、前回までの内容を基本的に維持しつつ、一部文言整理等を行うとともに、目標を二つ(第1段階は自主的かつ合理的に行動できる消費者の育成、第2段階は主体的に社会参画できる消費者の育成)に分けて設定しました。次に、この目標を実現するための体系化の考え方ですが、基本的には国のイメージマップに準拠していますが、ただ、重点領域の順番については

目標の設定に併せて消費者市民社会の構築を最後にし、より理解されやすい形にしました。ライフステージの分類上の「少年期(高校生等)」及び成人期(特に若者)」の定義付けについて、実態を踏まえて国の説明を一部修正しました。そして、新たに結論的なものとして体系シートをP10に追加しましたが、このシート上の各項目は消費者教育推進法に準拠しており、葛飾区としてすでに実施している事業と今後取り組むべき事業をそれぞれ埋め込んだものです。個々の事業の詳細は、4ページにわたる付属資料により説明しております。

今回4の「葛飾区における消費者教育推進の仕組みづくり」を追加したのは、全世代に対する消費者教育の推進は大変遠大なものであり、一自治体に取り組むには工夫が必要なためであり、そのための具体的施策を提言しました。特に、消費者問題に関心の低い区民の関心を高めるための施策が重要であり、多くの区民が集まる図書館、児童館等での出前事業の実施、商店街の催物の際や公衆浴場での出前寄席等の実施、全国的にも珍しい成年後見制度の活用を明記している消費生活条例に基づき、区社会福祉協議会との連携強化等を記載しております。

以上で説明を終了いたします。

何かご質問等がありましたら、お願いいたします。

→消費者教育の対象を年代別に分けたことと、消費者市民社会の構築を最終目標として、その前段階を設けたことが新しい考え方だと思いました。ただ、障害者を対象とした視点が明確でないので、何らかの文言が必要でないでしょうか。

→対象者について、特に社会的弱者と言われる幼児、小・中学生、高齢者に重点を置いたのは、非常に評価できます。そういう意味では、障害者も社会的弱者なので、何らかの形で取り上げるべきではないかと私も思います。

→P5に記述されているように、消費者教育推進法が障害者に関しても適切な配慮を求めています。ただ、テーマが大きく個別の議論が必要なことから、今回は本文の中では取り上げにくいですが、「おわりに」の部分に何らかの文言を追加する方法はどうでしょうか。

→事務局それでいいですかね。

→はい。

→それでよろしいと思います。すでに消費生活センターで行っている多くの人が参加する講演会等では手話通訳を付けており、十分に配慮はしています。

あとは、障害者部門にも働きかけを行っていく必要があると思います。

→では、表現につきましては、私にお任せいただければと思います。

(異議なし)

→ありがとうございました。

→学校教育における消費者教育についてですが、8割から9割ぐらいの学校が実施しているということは、逆に言えば、まだ実施していない学校があるということでもあります。現在の学習指導要領上では実施が求められている以上、すべての学校において実施してほしいです。葛飾区では、体系シートでも書いていますが、学習指導要領に基づく消費者教育と学習指導要領対象外のわくわくチャレンジ事業の2本立てにしているのは、網の目をくぐることを防ぐという点では評価できます。具体的に学校において事を進めていくには、教師向けに、児童・生徒に対する指導書のようなものがあると助かるかと思えます。

→消費者団体としては、消費者教育について十分とは言えないまでも、ある程度取り組んでいます。体系化の中の4つの重点領域のうちの、「消費者市民社会の構築」については、なかなか捉えにくい内容であるので、今年の消費生活展において取り上げ、皆さんとともに理解を深めていければと考えています。最近、電力の自由化といった消費者の安全に関する問題が増えてきていますが、このような問題には消費者の関心があまり高くないです。しかし、消費者にとっては非常に大切なことなので、少しでも多くの人に関心を持ってもらえるように、わたしたち団体としても努力していきたいと考えています。

→商店街におけるイベントも以前よりも充実し、音楽会、大道芸さらには落語なども行っています。このような事業の中で消費者教育を行うことは十分に可能なことなので、協力できればと思います。商店街の状況は、それぞれ異なりますので、まずは、実績のある商店街から実施できればと思います。

→新しい取組みとして、今回、商店街、公衆浴場等での事業を提案しているので、1つでもいいので実施すると、さらにいいアイデアが生まれてくることも考えられます。

→東綾瀬小学校でのわくわくチャレンジ事業において、区の職員が来て、毎年1回、ボードゲームを行っていますが、大変いい事業なので、もっと回数を

増やしてもらいたいです。

→他にご質問、ご意見はございますか。

(なし)

→それでは、本案につきましては、一部文言を追加しますが、基本的に了承を得たものとしてよろしいですか。

(異議なし)

→ありがとうございます。

ところで、区長に対しては、いつごろ報告する予定ですか。

→まだ決まっていません。決まり次第、ご連絡いたします。

→わかりました。

次に3の報告事項に入ります。

(1)葛飾区消費生活センター条例の改正について及び(2)平成28年度予算案についての2件です。

事務局2件続けてお願いします。

→ご報告いたします。

ただいま開会中の平成28年第1回葛飾区議会定例会に2件とも上程いたしているものです。来週28日の最終本会議で可決されれば、正式決定となります。

まずは、葛飾区消費生活センター条例の改正です。消費生活条例ではありません。内容的には形式的なものであり、消費者安全法が改正され、消費生活センターの組織及び運営に関する事項並びに情報の安全に関する事項について、条例で定めることになりました。これにより、従来は条例以外の要綱等で定められていたものを条例にて定めたものであります。

次に、平成28年度予算案ですが、従来予算額は確保した上で、増になっている部分を説明いたします。先ほども審議していただいた消費者教育の推進経費として、公衆浴場や商店街等での出前事業を計上しました。また、先ほどもお話しに出ていましたが、展示室内の既設の大型液晶ディスプレイに機能を追加し、有効に活用するための経費を計上しました。さらに、消費生活展において、雨対策も兼ねて、販売用のテントを設置するための経費を計上しました。

以上のとおりですが、この中には、先ほど皆様から提案されたことの一部分が

入っており、平成28年度には実施できるものと考えています。

→何か、ご質問、ご意見はありますか。

若干補足しますと、葛飾区では平成元年に消費生活センター条例が施行され、平成20年に消費生活条例が施行されていますが、両条例において内容的に重複している部分があるため、いずれは整理する必要があるように思います。

→事務局、最後にありますか。

→現在の委員さんの任期が平成28年9月11日までとなっています。それまでに、最低1回は会議を開催したいと考えています。

→では、最後になりますが、田口産業経済担当部長から一言お願いいたします。

→ご指名ですので、一言ご挨拶させていただきます。

消費者被害が多様化する中で、賢い消費者を育成するための消費者教育がクローズアップされてきた経緯があります。このような中で、皆様方には、約3年、8回にわたって活発なご議論をいただき、本日、意見具申を頂戴いたしました。ありがとうございました。区としましては、この意見具申を踏まえまして、消費者団体の方々と協働して各世代に対する消費者教育を進めてまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

→以上をもちまして、閉会といたします。